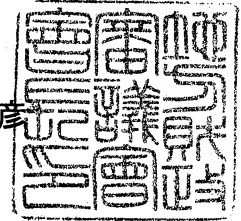




地 財 審 第 3 号  
平成 24 年 4 月 11 日

総 務 大 臣  
川 端 達 夫 殿

地 方 財 政 審 議 会  
会 長 神 野 直 彦



大阪府泉佐野市法定外普通税「空港連絡橋利用税」の新設に係る意見

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 670 条の 2 の規定に基づき、標記について別紙のとおり意見を申し述べる。

## 大阪府泉佐野市法定外普通税「空港連絡橋利用税」の新設に係る意見

平成24年4月11日

地方財政審議会

当審議会は、泉佐野市から協議の申出のあった法定外普通税「空港連絡橋利用税」について、地方税法第671条の規定に基づき同意することが適切と考える。

なお、地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められているが、現時点では、納税者をはじめとする関係者に本件についての理解が得られているとは言えない。したがって、今後、泉佐野市には、市の住民以外の者も含まれる納税者をはじめとする関係者に対し、本件についての十分な説明や周知が求められると考えるので、総務大臣は、泉佐野市に対しこの点について助言を行うべきである。